## 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針の概要

#### 第1章 指針策定の趣旨

#### 1 指針策定の背景

アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー推進対策基本指針 を踏まえ、埼玉県のアレルギー疾患対策を総合的に推進していくため に指針を策定する。

#### 2 指針の位置づけ等、基本的事項

#### 〇指針の位置づけ

法第13条の規定(都道府県はアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる)に基づく指針

#### ○対象とするアレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性 結膜炎、花粉症、食物アレルギーの6疾患等

#### 〇指針の考え方

指針は必要に応じて随時見直す

第2章 アレルギー疾患の現状 第3章 アレルギー疾患対策を進める上での課題

# 1 アレルギー疾患に対する理解の向上と、発症・重症化予防や症状の軽減

#### 〇 アレルギー疾患の特徴

- 慢性疾患であるため、長期にわたって適切な自己管理が必要急激に重症化し、アナフィラキシーショックを引き起こすことある
- アレルギー疾患に関する情報の提供
- ・正しい情報の不足から適切な治療を受けられない患者が存在 ・県民の理解を高め、発症、重症化を予防するとともに患者を支援 するための情報提供が必要
- 生活環境におけるアレルゲンや増悪因子等への対応
- ・疾患の増悪因子が日常の生活環境中に幅広く存在

## 2 医療の質の向上と適切な医療を受けられる体制の確保

## 〇 アレルギー疾患医療体制の整備

- ・専門医療機関のネットワークやかかりつけ医との連携体制が必要・診療ガイドラインに基づく標準治療のさらなる普及が必要
- 医療機関や専門医に関する情報の提供
  - ・病態に応じた適切な治療等ができる医療機関や専門医の情報を 入手できる環境が不十分

## 3 アレルギー疾患患者を支援する人材や相談体制の確保

## ○ 患者等の支援に携わる関係者の資質向上

- ・患者の生活の質を向上させるため、保育所、学校、福祉施設、 行政等の関係者の資質の向上や、関係者間の連携体制の 確保が必要
- 〇 場面に応じた相談対応と患者支援、関係機関の連携
- ・保育所、学校、福祉施設、行政等において、適切な相談対応や 支援が行えることが必要
- ・随時、患者が信頼して相談できる体制が必要

## 〇 災害に備えた体制の整備

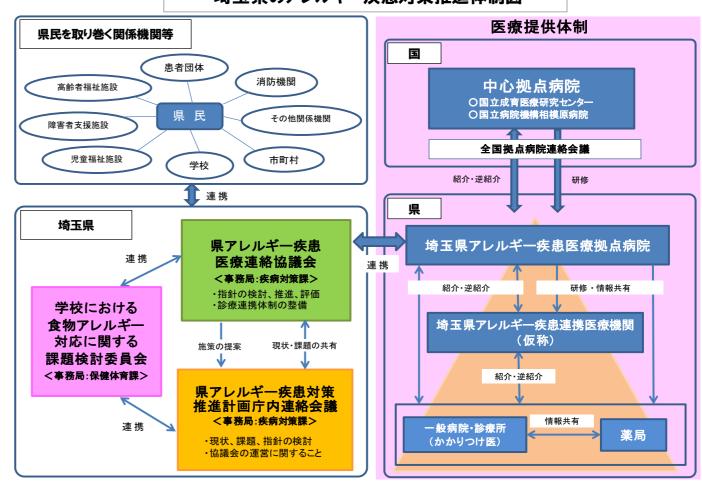
- ・災害の備えに関する情報提供や、アレルギー疾患に配慮した食料の 備蓄が必要
- ・災害時の症状悪化を予防するための適切な対応が必要

## 4 アレルギー疾患患者を取り巻く現状の把握

・アレルギー疾患患者の生活の実態等の現状把握が不十分

#### 第5章 施策を推進するための体制

#### 埼玉県のアレルギー疾患対策推進体制図



第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

## I 正しい知識の普及啓発及び発症·重症化予防のための取組の推進

#### 最新の知見に基づく知識や情報の普及啓発

・HPや講座等を通じた、アレルギー疾患に関する知識や情報の提供

#### 生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策

- 大気環境基準の確保
- •花粉症対策
- ・受動喫煙の防止
- ・アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策
- ・室内環境におけるアレルゲン対策

## Ⅱ 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

アレルギー疾患医療体制の整備と医療人材の育成

- ・医療体制の整備(拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医等の連携)
- ・研修等による医療人材の育成

## アレルギー疾患医療に関する情報の提供

・医療体制の整備(拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医等の連携)

## Ⅲ アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

## 患者等の支援に携わる関係者の資質向上

- ・保育所、学校、福祉施設、行政等を対象とした研修体制、支援体制の充実
- 関係機関の連携体制の強化

## 患者等の相談や支援を行える体制の整備と関係機関の連携

- ・県、学校、福祉施設、行政等における相談支援の充実
- ・専門医療機関における相談体制の整備

## 災害に備えた体制の整備

- ・患者等に向けた啓発資材の提供や支援体制の整備
- ・アレルギー疾患に配慮した食料備蓄計画の策定

## IV 施策の基礎となる調査等の実施及び施策の評価

アレルギー疾患患者を取り巻く現状把握のための調査

実施した施策の評価と新たな施策の検討

